

# 令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年2月9日（火）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 15時22分  
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	

## 【欠席委員】

委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之  
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄  
教育政策室長 田中 一平  
職員部長 石渡 一城  
学校教育部長 森 有作  
健康給食推進室長 鈴木 徹  
生涯学習部長 前田 明信  
庶務課長 榎本 英彦  
庶務課担当課長 瀬川 裕  
教育政策室担当課長 二瓶 裕児  
  
生涯学習推進課長 箱島 弘一  
生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之  
生涯学習推進課課長補佐 米井 克子  
教育政策室担当係長 武田 雅規  
庶務課担当係長 伊藤 卓巳  
指導課課長補佐 小嶋 健司  
庶務課経理係長 桑原 佑輔

調査・委員会担当係長 長谷山 大介  
書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、田中委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

12月定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認させていただきます。

## 4 傍聴（傍聴者 9名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【小田嶋教育長】**

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

## 5 非公開案件

**【小田嶋教育長】**

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 1は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、議案第45号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第45号は、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

**【小田嶋教育長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

## 7 陳情審議

**陳情第1号 川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情について**

**【小田嶋教育長】**

それでは、最初に陳情審議に入ります。

「陳情第1号 川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情について」審議をいたします。まず、陳情者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いしたいと思います。

ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

## 【陳情者】

「川崎の文化と図書館を発展させる会」代表は佐々木勝男さんですが、私、岡本が陳述させていただきます。

このたびは、この「川崎市の図書館の充実と今後の図書館のあり方に関する陳情」に賛同する署名がこちらのほうに提出したときに、代表を入れて1,041筆あったんですが、その後追加として、456筆、合計、今、この手元に遅れてきたのも合わせたら1,500筆を超えました。こういう多くの皆様方に賛同いただいて、この陳情を提出できたこと、ここに御報告申し上げます。

それで、この前、文教委員会のほうで私たちの陳情が審査されたんですが、そのときに偶然ですけれども、多摩区のほうでも図書館をつかってほしいという陳情が出ていました。コロナで、今もまた緊急事態宣言が出ていますけれども、緊急事態宣言が最初に出たときに図書館が閉まってしまって、本当に図書館が早く開いてほしいというふうな切な声がいっぱい聞かれました。そのとき、本当に図書館はインフラなんだな、ということ、皆さんも感じられたと思います。それが証拠に、今回の緊急事態宣言下では、図書館はほとんど閉まっていません。ちゃんと開けてくださっています。

この図書館というのは、私の経験上ですけれど、近くにないと、その物を知らない、知りようがないと思います。特に私たちの時代は学校教育の中で、図書館を使うということを学びませんでしたから、丁寧にちゃんと自分で知りたいことにたどり着くために図書館を使うということを学校で教えていただかないと、私のように、ちゃんと図書館が使えない大人がいっぱい出てきてしまう。それをちゃんと伝えるように、自分の知りたいことを自分でたどり着けるようにするのが、私たちは図書館の使命だと思っています。だから、そういう図書館が、誰でも使えるんだというふうな川崎市にしていきたいと思いを込めて、今回、この陳情をお願いしています。

何で中学校区かとよく言われますけど、やっぱり生活圏の中に図書館は目に入らないと使えません。というか、使おうと思わないと思うんです。現に私がそうでしたから。だから、そういう意味で、今すぐではなくても、将来的に図書館を生活圏に、コロナのような、皆さんが出かけられなくなっても散歩の途中で寄れるような形で、ぜひ図書館を設置していただきたい。子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、中学校区という目安で図書館を置くように、ぜひ努力していただきたいというお願いです。

それから、図書館を使うについては、市民の皆さんの希望のアンケートでも、やっぱり資料を求めて行くのが一番多かったです。でも、少しずつ利用者が減ってきているというふうに教育委員会のほうのいろんなデータがありますけれども、それはもしかしたら、自分が読みたい資料がそろっていない、ということも原因しているんじゃないかという気がします。

私が、この間ちょっと関心をもった本をリクエストしたら、120人待ちでした。それから、ある方が専門書をリクエストしたら、それは高くて買えません、と言われたそうです。そういうことではなくて、どんな環境でも、経済的などんな環境でも、自分の読みたい資料、情報、そういうものを、例えば高くて買えないと言われたら、どこかほかのネットワークを利用して届けてあげるといふ努力も大事ですし、それから私たち、図書館のことを勉強していて思ったんですが、行政職員の方もいろんな施策を作るのに、いろんな、その地域の古い情報であったりとか、それからほかの全国のデータであったりとか、いろんなことを使われると思うんです。そういうこと

にも実は図書館は貢献しなければいけない、資料提供を専一にする唯一の機関です。ですから、資料費というのは私たちが読みたい資料というものもありますけれども、行政職であったり、研究者であったり、いろいろな仕事であったり、そういうことにいろんな人が資料を使いたいと言ったときに、応えてくれる図書館じゃないとみんな離れてしまいます。そういう意味で図書館は、資料費が潤沢にあることが大事です。行財政上厳しいとは言われましても、少しずつでもやっぱり増やしていただきたい。どんどんいろんな情報というのは、日々増えています。電子的な情報もそうです。これからは電子情報も絶対、対応しなくてははいけないと思います。それにはまた、お金もかかります。だからそういうことを含めると、計画的に、将来的に、電子情報なんかもきちんと届くようなシステムをつくらなければいけない。そうすると、システムに使えるお金と、それを使うことになると手引きと、司書ですね。陳情には4番に挙げましたが、図書館には必ずそういう資料提供に長けた司書を置いてもらわないと、大事な資料が求める人のところに届くかどうかというのは、その水先案内人である司書さんがきちんと役割を負ってくれないとできません。私は、素人ですけど、専門家の司書の方にお聞きすると、司書の技量というのは、資格を取っただけでは得られるものではない。長年、10年、20年とお勤めをして、そのいろんな利用者さんとの会話、やり取りの中から自分がこういう資料があるということに気がつかされて、そういう経験の蓄積で求める方の資料、情報を提供することができるようになる。ということは、もう本当に、日々の積み重ねで技量アップするわけですから、やっぱり異動ということが、人事交流というのは必要なんでしょうけれども、技量を磨くためには、ある程度安定して、司書の仕事に就けるといって、言ってみれば横浜市が採用しているような専門職制度みたいなものを採っていただくと、図書館の充実が進むのではないかと思います。

こういった、今申し上げた設置基準、中学校区に一つとか、それから資料費を望ましい基準というのが文科省のほうで定めていますけれども、その具体的な政令指定都市の数字ですが、政令指定都市の1人当たりの資料費は268.6円となっているのだそうです。政令指定都市いざこも財政苦しいから、そこを達成しているところは少ないかもしれませんが、目標は高く、今すぐでないにしてもそこを目指して努力する、そういうことを文科省でも定めています。そういうところに向かっていって、継続して図書館づくりみたいなのをやってくださいよと、そういうことが今回、川崎市で市民館・図書館一緒になさいましたけど、「あり方」というものを定められました。でもそれを拝見したときに、こういった私どもの願っている設置基準、歩いて行けるところをなるべくたくさん、どこにしてもポイントをきちんと定めて、そこでのサービスも確立してほしいし、資料費も、必要な人が、必要な資料、情報を得られるだけの資料費が欲しい。それからそれを案内する司書さんも充実してほしい。こういうことについて、触れられていない「あり方」というのは、私たち図書館のあり方とは思えない。本当にこれから図書館を、川崎市の図書館をどういうふうにしたいかと思っておられるのでしたら、ちょっと今日はもう、陳情はこの書類に沿ってしゃべりませんでしたけど、一番最後に、図書館のあり方の基本として、図書館本来の機能を充実することを明確に明記してもらわないと、そういうことをやらないのか、と思ってしまうんです。そこがすごく心配だから、そのあり方についてももうちょっときちんとした基本ののっとして、図書館というものを考えてほしいと思います。

別にお配りした資料、森下芳則氏という資料が、委員の皆様のお手元にあると思いますが、この方はもちろん専門家として、愛知県の田原市の新しい図書館が開館するとき、館長として日野市から招かれたそういう館長経験者なんです。その方が館長に就任するときのことをちょっ

と教えてくださったりとか、私が素人なものだから、いろんなことを聞くんです。それに答えて、1 ページ目の後半に書いています、「図書館とは何かと問われれば、図書館は資料や情報を提供すること、そのことを目的とする組織であり、社会的共通資本と答えます。」これ、注釈があるので、後で読んでください。飛ばして、太字読みます。「図書館は、課題を解決するために努力する住民や自治体職員を、資料と情報を提供することでサポートする。そういう積極的な関係を作っていくなかで、図書館が今、これから何をなすべきかを見いだしていくことができる。」「図書館は公共施設としてもっとも集客力のある施設の一つであることは間違いありません。しかし、それは図書館活動の結果として集客力があるので、集客を目的にした図書館の建設や活動は、図書館本来のあり方を歪めていくことになるでしょう。」

後は、お読みいただきたいと思うんですけど、だから、鷺沼駅前にできる図書館・市民館がどんなものか、ちょっと私たちに分からないんですが、今まで図書館を使ったことのない人に来てもらいたいというふうなお気持ちはとても分かりますけど、それだったら、「図書館に行ったらどんな資料でも手に入るよ。」「川崎市にない資料でもよそから引っ張ってきてくれるよ。」そういうふうな図書館になってくれたら、それこそ押すな、押すなになるかもしれません。だから、図書館本来の魅力で、図書館の利用者を増やしていただきたい。お茶が飲めるのもいいでしょう。おしゃべりできるのもいいでしょう。でもそれは、一番先にやらなければいけないことではなくて、図書館の基本的な、今申し上げた三要素と言いますが、建物、設置場所であったり、人であったり、資料費であったり、そういうものはある程度整ってきた上で、その次に考えることもいいかもしれません。利用者の中でいろんな意見が出てくるということに準じて行われるのもいいかもしれません。でも、一番大事な資料費と建物と、それから司書というものをまず、きちんと計画に掲げて、それから、その次のことを考えていただく。

時間ですね。すみません。ちょっと、支離滅裂というか順序不同でしたけれど、私たちの申し上げたいことの一応、一部として申し上げさせていただきました。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で、陳述を終了いたします。陳述につきましては、本陳情の審議に対しての参考とさせていただきますと思います。

それでは、次に、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長の箱島と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから、陳情第1号について、御説明を申し上げます。

本日は、本陳情に関連する内容として、去る1月26日の教育委員会定例会で御審議をいただきました「今後の市民館・図書館のあり方(案)」を「陳情第1号 参考資料」として、お手元に配付をさせていただいておりますが、本日は「陳情第1号 資料」により御説明をさせていただきます。

「陳情第1号『川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情』資料」をごらんください。はじめに、「1 図書館の現状について」の「(1) 市立図書館の設置状況」でございますが、

表にお示ししておりますとおり、本市の図書館は各区に1館の地区館と、市内5か所の分館及び閲覧所1か所の計13館を拠点としながら図書館サービスを展開しております。加えて、「(2) 館外での図書館サービスの現状」といたしましては、「ア 自動車文庫の運行」として、市内21ポイントの巡回を行うとともに、「イ 返却ボックスの設置」により、図書館施設以外で資料の返却ができるようにすることで、利用者の利便性の向上を図っております。また、「ウ 障害者向けサービスの実施」として、身体障害者手帳の交付を受けている方などに、郵送などによる資料提供を実施しております。2ページにまいりまして、「エ ICTの活用」として、来館いただくなくても図書館ホームページから蔵書検索や図書資料の予約などができるようになっております。「オ 学校との連携」につきましては、「(ア) 学校図書館有効活用事業」として、市立学校10校での学校図書館の開放や、「(イ) 大学との連携」を行うことで、市内等4校の大学図書館を市民の皆様にも御利用いただいております。また、「カ 他自治体との連携」として、稲城市・狛江市・町田市・横浜市の近隣4自治体と相互利用協定を締結し、市民の皆様にも、それぞれの自治体の図書館を御利用いただいております。参考といたしまして、陳情の理由にもごございます令和元年度に実施した「第2回かわさき市民アンケート」を記載しておりますが、この中では「利用してみたい図書館」として、「自宅や職場からアクセスしやすい」と回答された方が16.7%と最も多い回答でございました。

3ページにまいりまして、「2 資料費の推移」の「(1) 過去5年間の資料費決算額」についてでございますが、5年間の推移といたしましては、平成28年度以降、おおむね1億1千万円前後の予算を確保しながら推移しており、市民1人当たりの資料費は70円となっております。令和元年度における市立図書館の蔵書数は、約195万冊となっており、平成27年度以降のタイトル数は、毎年約1万タイトルずつ増加し、令和元年度末では、約87万タイトルとなっており、限られた予算の中、集中選定による図書・資料の購入や各館での分担収集などの蔵書構築を工夫しながら、ここ5年で約2万冊の増加をしております。今後もしばらくの間、人口増加が続く中、必要な予算の確保に努めながら、市民の多様な読書ニーズへの適切な対応を図ってまいりたいと存じます。なお、「(2) 『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の目標値」といたしまして、陳情の理由にもごございます政令指定都市の目標値268.6円について、国の示す「望ましい基準」には記載はございませんが、国の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」平成24年報告書の参考資料として、記載があるものでございます。

次に、「3 市立図書館の運営状況について」でございますが、「(1) 市職員による主な業務」といたしましては、「ア レファレンス、読書相談」や、「イ 資料の選書」等については、市の職員による業務としております。「(2) 民間事業者への主な委託業務」といたしましては、職員が専門性を発揮し、レファレンス業務等に専念できるよう、返却カウンター業務や配架業務など、記載の業務等について、民間事業者に順次委託してきたところでございます。

4ページにまいりまして、「4 職員配置状況」についてでございますが、「(1) 正規職員数及び司書有資格者の推移」といたしまして司書有資格者数をお示するとともに、「(2) 司書講習派遣者数」として、司書資格取得のための講習へ派遣した職員数をお示しました。

次に、「5 陳情の要旨に対する本市の考え方について」でございますが、「(1) 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、図書館をつくってください。」に関しましては、13館を中心とした図書館サービスに加え、これまでも取り組んでまいりました自動車文庫や市内等大学図書館・近隣自治体との相互連携の取組など、図書館施設以外での取組を引き

続き進めていくとともに、先ほど冒頭で御説明いたしました「今後の市民館・図書館のあり方(案)」の中でもお示しをしておりますが、ICTを活用した新たなサービスの導入検討や、共同書庫の設置の可能性、他施設との連携による貸出・返却ポイントの設置等の可能性について検討を行うなど、超高齢社会の到来など社会状況の変化などへの適切な対応により、図書館サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。また、現在、新たな施設の整備の予定はございませんが、今後の図書館については、このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の動向、社会状況の変化等を踏まえた長寿命化のための施設整備を計画的かつ効率的・効果的に進めてまいります。

次に、「(2) 市民一人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。」に関しましては、これまでも限られた予算の中、集中選定による図書・資料の購入や各館での分担収集などの蔵書構築を工夫しながら、ここ5年で毎年1万タイトルずつ、約2万冊の増加をしております。今後につきましても、社会教育施設として、市民の多様な読書ニーズへの対応を図るため図書資料の充実は重要であるというふうに考えておりますので、必要な予算の確保に努め、市民の多様な読書ニーズへの適切な対応を図ってまいります。

5ページにまいりまして、「(3) 図書館は責任をもって直営で運営してください。」に関しましては、「今後の市民館・図書館のあり方(案)」におきましては、引き続き図書館法等にのっとり、資料の収集、貸出・返却、レファレンスサービス等を実施するとともに、利用者等との対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していくこととしております。また、今後の管理・運営についても、より一層のサービスの充実や市民ニーズへの柔軟な対応のため、効率的・効果的な管理運営手法を検討してまいります。

次に、「(4) 図書館に正規司書を増員してください。」に関しましては、図書館職員は、図書館の目的を果たすための専門的な役割を担っていることから、引き続き、図書館司書講習に派遣をするなど、司書資格取得に努めるとともに、知識や技能を身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、事業推進に向けた人材育成を推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

説明は以上でございます。

それでは、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

説明の中で、現在、新たな施設の整備の予定はない、ということだったんですけれども、こうした事業のサービスを向上させていく上には、今日最初に、「自動車文庫の運行」というのが説明にありましたが、こういった機動力をフルに使ってサービスを充実していこうというのは、非常に大切なことだと思います。

特に川崎市も北部地域は、地形的にも山坂があったりとかということなので、この辺りのサービスの充実ということについては何かお考え、取組がございますでしょうか。



**【箱島生涯学習推進課長】**

参考としてお配りをしております「今後の市民館・図書館のあり方（案）」の中ということですが、図書館の部分で、参考資料32ページと33ページのところにありますが、「図書館の運営のあり方」の「基本方針Ⅱ」というところで、今後進めていく事業といたしましては、例えば、「他施設等との相互連携による図書館機能向上のための取組の推進」といたしまして、自動車文庫を活用した地域の他施設やイベント等、こういったところで出張型図書館サービスなどを検討していきたいというふうに考えておりますし、また、先ほど説明の中でも御説明をいたしましたが、自動車文庫についてもそうでございますが、他施設等で図書・資料の貸出返却ポイントの設置の可能性を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**【石井委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

今、意見をいただいた中で、図書館を増やしていきたいという要望がございました。今、図書館だけではなく、市民館の検討をさせていただいていると思うんですけども、市民の方たちが集える場所という意味で、今、本当に要望が多岐にわたっているというか、多様化しているというのが実情ではないかなというふうに思っているんですね。

そういう意味で、図書館としても、そして市民館としても、多機能化というか、そういったことが最近いろんなところで見られているんですけども、その辺りどんなふうにお考えかということをお教えいただけますか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

今、新しい施設の整備については、予定はないんですが、先ほども陳情の方から御説明があったとおり、新しい宮前市民館・図書館の移転整備は進めてございます。この中でも、本当に多様なニーズをいただいております。この「あり方」の中にも、36ページ、37ページに実は、「管理・運営の方向性」ということは記載しまして、私の方から先ほど、柔軟な利用ルールや、効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していくといったときに、例えば、閲覧室という、居場所としての機能みたいなものも少し増やしてほしいとか、予約して使えるようにしてほしいとか、あとWi-Fiの環境なんかも整備してほしい、そういった多機能をすごく求められるニーズというのはすごく高くなってきております。

こうした多様なニーズに、いかに効率的・効果的に応えていくかというのは、今後施設整備に向けても、いろいろ様々な方たちと他の御意見をいただきながら、考えて検討して行ければとい

うふうに考えてございます。

以上でございます。

**【岩切委員】**

今のお話を伺いまして、図書館が図書館として使う以外に、例えば市民館も図書館的な使い方  
で閲覧とか、そういうことも可能なのかなというふうに今、伺えたなというふうに思います。

先ほど、本の予約というか資料の請求で120人待ち、みたいな話があったんですけども、  
多分、物理的な本ですと、かなり順番が回ってくるのって時間がかかると思うんですけど、  
電子図書に対して、どういう考えを今検討されているかというのを教えていただけますでしょう  
か。

**【箱島生涯学習推進課長】**

先ほど、資料の32、33ページを見ていただきました。私がちょうど説明しなかった33  
ページの右側のところに「ICT活用による事業・取組の充実」ということで、特に昨年来、今、  
新型コロナウイルス感染症により図書館を閉めざるを得なかったというような状況が出てきてい  
る中で、この冊子の中にもある次期図書館システムは、令和5年に更新を考えてございます。

この更新の中でも、いわゆる電子書籍であったり、音楽配信サービスなど新たなこうしたサー  
ビスの導入の検討に向けては取組を進めてまいりたいということをおの中にも記載させていただ  
いたところでございます。

以上でございます。

**【岩切委員】**

ICT化というのは、多分避けられない方向だろうと思いますし、それから、今の陳情でご  
ざいました要望プラス、世の中の多分ニーズがどんどん変わって行って、さらにデジタルトラン  
スフォーメーションにつながるような、そういった要望も増えてくると思うので、ぜひ検討の中  
に、そういったことも入れて進めていただけたらなと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

高橋委員。

**【高橋委員】**

私、小学校のほうで図書ボランティアをしていたりもあって、本と人間の関わりというか、そ  
ういうことはよく考える機会があって、今日の陳情者の方の御説明を聞いて、いろいろ考えるこ  
とが多過ぎて、ちょっと、うまくまとめて言う自信がないんですけど、2つくらいお話をした  
いと思います。

まず、陳情「1」のところで、「中学校区に一つ、図書館をつくってください」ということで、  
確かに私も、自分の歩いて行ける範囲は図書館がないので、一番近い中原区の図書館にたまに行  
くんですけど、行ったら本の楽しさに気づいて、例えば時間の許す限り、気づいたら1時間、  
2時間たってしまうということもあって、近くにあってくれたらいいなと思う反面、うまく言え

ないんですけど、今、いい本をそこに置いていても、人が来てくれる時代じゃないな、というふうにもすごく感じています。陳情者の方からいただいた資料のところに、「図書館活動の結果として集客力があるので、集客を目的にした図書館の建設や活動は、図書館本来のあり方を歪めていくことになるでしょう」と書いてあって、ただ、本当に、自分も3人の子どもがいて、本好きの子どもに育てたいと思って小さい頃から本を読んだり、何となく目に見えるところに本を置いたりしていたんですけど、本好きにはまだ育っていないんですよ。いいものが置いてあっても、そこに手を伸ばしてもらおうというのが、すごくハードルが高い時代になっていて、私、図書館の充実とは何かな、と一生懸命今考えていたんですけど、図書館が本当は充実してほしいじゃなくて、情報を提供するとか、図書館を使う人が適切に情報を使ったり、取りに行ったりする、そういう市民性を育てるために図書館が大事だということだと思んですけど、図書館を使いこなす人が、図書館をただつくっただけじゃやっぱり、使いこなせない時代になっちゃっているんですよ。使う側が。やはり、陳情者の方が学校でそういう教育をしていただくのはすごく大事だというお話をしてくださって、本当にそれはもう大賛成で、教育委員会のいろんな、例えば、教科書を選ぶ時の話題でもいつも、どうやって本に子どもが親しんでもらえるかということは、教育長もはじめ、いつも意見の割とすぐ、最初に出てくる話で、だから、どうやって子どもたちに本を取って、将来市民として本を使って情報を活用してもらおうかという知識みたいなものがすごくあるんですけど、じゃあ、いい本をいっぱい並べて、図書館をつくったからといって、今、そこに子どもも大人も来てくれる時代じゃないなというのは、いろんな活動をしていても、正直思います。

だから、あまりよくないループになっているというか、やっぱりインターネットのほうにもすごく情報があふれていて、うちの子も自由研究というのをまず、本じゃなくてインターネットで調べちゃうんです。しかも、個人のブログとか、根拠がないものから始めちゃうので、「いや、まず本でしょう」というのから教えるんですけど、だから、そういう時代に、ただ、いい本を置いておく、「箱をつくる」というだけでは、やっぱりアクセスしてもらおうということは本当に難しいので、図書館のよさとか、本のよさとか、そういう情報を適切に取る大事さとかというのを、こちらから発信したり、図書館とか、司書の方とか、そういうのが出ていかないともう駄目な時代になっていると思うんですよ。

だから、そういう意味で、ただつくるというのではないなというのが、まず一つあります。

それから、そこで、中学校区と考えたら、中学校と小学校があって、そこには図書室があって、私はまだ子どもの、ボランティアは小学校をやっているの、中学校の図書室のことはちょっと分からないんですけど、確かに小学校の図書室というのは、もう子ども向けなので、なかなか地域の皆さんが使うような本が少ないのかな、という気はします。ただ、中学校となると、やっぱりそれなりにいろいろ知的好奇心は高いなと、大人と同じような本をどんどん読んでいく年代にもなりますし、逆に何かそういうところに大人が行って本を読んだり、調べものをしているという姿を見せるのって、開かれた学校という言葉もありますけど、大事なのかなという気はしていて、学校は学校のためだけの図書館、図書室というのはちょっともったいないかなというふうな感想を持ちました。

私としては、やっぱり、それぞれの地域にある資源というものを、私、地域の活動もいろいろしているのもあると、いろんなところに資源はあるのに活用されていないなというのが、正直な感想としてあるので、新しいものをつくるというよりは、今あるものをちゃんとつなげたりとか、

そういうところでもっとうまく活用していくほうに目を向けたいなというふうに、自分としては思っています。

すみません。まとまらなくて、すみませんでした。

#### 【小田嶋教育長】

また、何かありましたら、後でお話いただければと思います。

岡田委員、どうぞ。

#### 【岡田教育長職務代理者】

陳情者の方の陳述をお聞きした上で、私のほうから3つほど教えてほしいことがございますのでお願いいたします。

私が現在勤めている大学で、デポジトリーということで、「共同保存図書」というのがあって、それぞれの大学の論文を私どもの大学の図書館にしっかり収めたり、また、他の大学との連携を図ったり、「J-STAGE」とか、「C i N i i」とかを使うという形になっていくんですが、川崎市の図書館の中で、デポジトリーのライブラリーというか、そういったものはどんなふうになっているのか、またはなっていないのか、分かりませんので教えてください。

2つ目。川崎市内にある大学との連携として、資料で示してくださっているのがあるんですが、川崎市内には、ほかにも大学があるんじゃないかと思うんですが、ここに資料で出ていない大学以外でも何か連携をしていたり、市民に開放しているものがあれば、それもぜひ教えてほしいと思います。

それから、3つ目です。先ほど、岩切委員がおっしゃったように、ICTに関して、特にGIGAスクール構想が入ってまいりますので、来年度からデジタル化の流れというのがあって、デジタルトランスフォーメーションのことを考えると、川崎市内の図書館も今、これから起こる壮大な変革のスタートラインに立っているということになるんじゃないかと思うんですが、デジタルトランスフォーメーションを踏まえて、ICTの活用ということを踏まえて、どんな企画がおりなのか、あるいはどんなふうなことを意図しようとしているのか、これからのこともありますので、話せる範囲でというか、言い方がおかしいですけども、教えていただける範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【箱島生涯学習推進課長】

まず、一点目のデポジットライブラリーの件でございます。質問の趣旨と合っている部分と合っていない部分があるかと思っはいますが、まず、デポジットライブラリー、これは公共図書館の今、開架に出ているものと、「閉架」という、中に保存している資料とがございます。スペースの有効活用等も問われる中、この公共図書館における閉架書庫の部分については、共同書庫という形のものも検討して、特に閉架書庫に入っているものをデポジットライブラリー、共同書庫というもので検討していけないかということをご中記に載せていただいている、それも、図書館の本をしっかりと情報提供、収集していくために、1つ考えられることではないかなというふうに考えてございます。

また、大学のほうにつきましては、そうした先生方がお書きになった論文みたいなものが、用意されている、今は、市立図書館の中には、地域資料がございます。こうしたものなんかも、

先ほど3つ目のところでICT、GIGAスクール構想がこれから始まるということで、以前の教育委員会の中でも御指摘いただいた、時代の状況が変わってくるよ、というふうな話なので、こちらのほうについては、例えばそういった地域資料などをデジタル化をしていく、著作権とかいろんな課題はありますが、そうしたものを含めて、しっかりと取組を進めていくことは必要だというふうに考えていますので、先ほどちょっと私が御説明した「あり方」の中にも、33ページのところに、そうした地域資料をしっかりとデジタル化していった活用はできないかというふうな検討もちょっと進めていければと思っています。課題については幾つかあります。課題で一番大きいのは、もしかすると著作権とか、そういうところかもしれませんが、そうしたものをしっかりとクリアしていきながら、ただ、時代の状況はデジタル化に向かって進んできていて、お子さんたちがGIGAスクール構想でパソコンを全部持つと、そういういったものというのは非常に状況として変わってくると考えていまして、それは含めて検討して行ければというふうに考えてございます。

それと、市内にあるほかの大学との連携の部分でございますが、確かに、例えば、あと、洗足学園大学とか、昭和音大とか、音楽系の大学に加えて、田園調布学園大学がございまして、田園調布学園大学につきましては、既に我々と覚書等を締結しなくても、地域のほうに貸出をできるように図書館を開放しておりますので、そうしたものが今行われているというふうな現実の状況がございまして。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

先ほどちょっと聞き忘れちゃったことがあるので、1点教えてください。

電子図書というものの順応性が上がってくるというお話もさっきから出ていると思うんですけど、普通に一般で流通する電子書籍の使い方と、こういう図書館で使う電子書籍って、そもそも全然、使う形態が違うんですか。例えば、120人待ちの、さっきお話が出たじゃないですか。私もつい最近200人待ちだったという話を聞いたことがあって、例えば電子書籍だったら、例えば何回と決まっていたら、人気の本はずっと人気があるわけじゃなくて、半年とか1年とか人気があるとしたら、そこだけすごいたくさん、読む回数券みたいな、例えば考え方として、時間じゃなくて、同時並行で何人も読めるじゃないですか。紙って1人の人にしか貸せないけど、電子書籍って、電子データだから、例えばですけど、2週間で50回読んだら、本だったら最後の人は遅くなっちゃうけど、電子データだったら最初の人気があるときに並行して貸せるじゃないですか。紙だったら、人気があったら、例えば20冊買うんだけど、1年後にはもうみんな全然借りなくなっちゃう。ライセンスみたいな感じでやったら、最初の、人気があるときだけライセンスをバツと買って、それを人気があるときにどんどん借りてもらえれば、読む人の時間もロスにならないし、人気がなくなった後はライセンスを絞ればいっぱいお金を払わなくていいみたいな、無駄にもならないというか、そういう何か図書館。レンタル用の本のそういうお金の

仕組みみたいなものって、検討されたのか、していないのですか。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【箱島生涯学習推進課長】**

通常、今、高橋委員のほうから御質問あったように、多分、図書を買うという、電子図書を買うということと、貸す、借りるということは、多分大きく違うのかなというふうに思います。今も、図書館になくても買うほうであれば、たくさんあるところから自分で買って所有をしていくということなので可能なのだろうと思います。基本的には、今言ったように、アクセスとかそういったところで借りるという形になると、一個一個、版權を買いに行くということですので、やっぱり限られた数、例えば図書館で5冊本を借りたときに、5個版權を取ればもしかすると5冊しか借りられないということは出てくるのかなというふうに思います。ただ、電子的なもので、その魅力というのは、やはりそこまで行かなくてもアクセスして迅速に取れるし、時間の使い方、これだけ多様なニーズの中で皆さん今、時間がないとか、時間の問題ってすごくニーズが高いので、そうしたものには活用できる部分というのはあるのかなと、こういうふうに思っています。

今の仕組みの中で、委員がおっしゃったような借りられる仕組みを、待たないで借りられる仕組みのようなものをうまくちょっと工夫できるというのは、他都市とかいろいろの事例も検討はしてみたいと思うんですけど、なかなかまい方法というのは今、あるのかなと。私も調べた中からは、そのようなのはちょっとございません。

以上でございます。

**【高橋委員】**

何か、それを検討されていますかというだけだったので、ないなら何か今後将来的にそういうのでできるといいなという、個人的な希望です。

**【小田嶋教育長】**

今、デジタルの話で、GIGAスクールですとか、デジタルトランスフォーメーションとか、電子書籍みたいな話にもなっていて、今回のコロナによって、世の中の流れというのは非常に大きく変わって、これが非常に加速度的に学校もGIGAスクールによって、これからもう本当に学校のあり方とか、授業のあり方、根本的に見直していくような流れも出てきます。デジタル教科書の話も出てきています。そういった中で、図書館、図書のあり方ということも今後大きく変わってくるだろうなというふうには思っているところです。

また1つ、我々として、教育委員会として、「今後の市民館・図書館のあり方」の案を、ここで検討しながら案として承認し、今、議会のほうでも諮っていただいているというようところがありまして、基本的には我々はこの書かれているスタンスというのが基本になるのかなというふうに考えています。

あと、御要望の多様化とか、ニーズが非常にどんどん変わってきているとか、そこに対応していくための多機能化というのも一つの流れとしてはあると思うんですが、よく言われる限られた予算ということで、昨日予算の発表もありましたけれど、大変厳しい予算という中で、例年以上

に税収が大幅に減るということもあったり、そういった中で、全体的なバランスの中で考えていく必要もあるのかなというふうに思っています。

今、幾つか御意見をお聞きする中で、2番目の陳情項目の資料費のことについてはちょっと、御意見なかったですが、先ほどの資料ですと、資料の3ページのほうに本市の資料費の推移を示していただいています、この辺りで御意見や御質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩切委員、お願いします。

**【岩切委員】**

3ページのところに、1人当たりということでは、令和元年で70円というふうに出ておりまして、ただ資料費全体では、1億780万円という数字が出ています。人口が多いとやっぱり1人当たりは少なくなるだろうな、というのは容易に想像がつくんですけども、資料費全体として、ほかの政令指定都市に比べて、総額としてどうなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

資料費の総額につきましては、各市、今、数字的なものは確かに持っています。決してちょっと、横に並べて見たとき物すごく低いと、予算額がすごく低いということではないのかなというふう到我々認識はしております。ただ、1人当たり換算するとやはり人口の問題がございますので、今ここで川崎市が多い順に比べて、やっぱり人口が多いですので、どうしても下のほうになります。ただ、我々より下のほうに行けばおのずとやはり、人口が多いところは下のほうになってくるというようなものはある状況でございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

どうぞ。

**【岩切委員】**

例えば横浜市辺りでは、この1人当たりの資料費はいくらぐらいなのでしょう。

**【箱島生涯学習推進課長】**

横浜市さんは、57円です。

**【岩切委員】**

川崎よりも低いんですか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

低くなっています。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

予算、資料費につきましては、今説明があったとおりだとは思いますが、何とか、予算の確保に努めて、1億以上の予算を確保しつつ、その中でタイトル数は毎年1万ずつ増加して、5年で総数ではありますが、増加しているというふうに今努めていただいているというのが現状かなというふうに思います。

岩切委員。

**【岩切委員】**

もう一つ、タイトル数に関してなんですけれども、タイトル数ということは、同じタイトルの本を複数冊購入されるというケースもあるということでしょうか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

そういうことになります。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかには、御質問、御意見等いかがでしょうか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

正直、いくらにしたらいいのかというのは、よく分からないというところはあるんですけど、今後の話として、さっき私電子書籍の話に触れたんですけど、電子書籍がもし、紙の物よりも割高な仕組みのまま行っちゃうということであれば、例えば電子書籍の比率が増えてきたときに、今の予算ではもっと全然足りなくなるという日が来るかもしれないので、そういうところはちゃんと、動向を見たり、調査していただいて、必要に応じてちゃんとしっかり要求できるように準備はしておいていただきたいなというふうに思います。

**【小田嶋教育長】**

岩切委員。

**【岩切委員】**

デジタル図書に関してなんですけれど、多分今お話のあったように、金額がかさむ可能性があるとは思いますが、逆に手間ですね。物理的に物を動かしたりとかしなくて済むというところで、もしいろんなシステムを導入すれば、手間暇が削減できるんじゃないかなという期待もできるんですね。あと、ものを無駄にしないという、資源を無駄遣いしないということにも関連してくるので、その辺を勘案しながら、最適解を見つけていただきたいなというふうに思いました。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。



じゃあ、高橋委員。

**【高橋委員】**

ちょっと、私は電子の話ばかりしてしまったんですけど、いつも議論しているときに、紙のほうの大事さって、いろんな教科書も含めて、認識はすごく教育委員会としてもしていると思うので、あまりそこは、当然だと思ってなかなか発信してこなかったところがあるのかなと思って、陳情者の方も当たり前のところが書いていないと不安になる、というふうにおっしゃってくださったので、本当にいろんな、例えば司書の方ですとか、学校の先生とかいろんな方と話しても、紙の本のよさとか、紙の本じゃないとできないことがあるというのは、認識をされている方は必ずちゃんとおりますし、そういうところをきちんと考えていると思うんですけど、伝わっていない部分があるのかなという気もしたので、その辺りの発信というか、教育委員会の考え方というのもきちんと市民の皆さんに伝えていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

**【小田嶋教育長】**

いろいろな視点から御意見等を伺いました。

それでは、この陳情第1号に関する取扱いを決定していきたいと思いますが、この取扱いについて、御意見ございますでしょうか。

**【各委員】**

<意見なし>

**【小田嶋教育長】**

では、私のほうで少しまとめさせていただいてよろしいでしょうか。我々としては、先ほども言いましたように、「今後の市民館・図書館のあり方」の案を検討し、承認していくという立場です。それと今、事務局からの説明があった部分で、願意と重ねて少し確認してきましたと思いますが、陳情項目のまず1につきまして、個々の要望に応えるために新しい施設という形での対応は難しい、今そういう計画はないということで、そういった整備ではなくて、様々な要素を踏まえて、いろいろな工夫をして今後の整備の計画を考えていくことが必要であるという捉え方であるのかなというふうに思います。

2番目につきましては、資料費のこと、今ございましたが、十分とは言えないながらも、予算増となるように、予算確保に努めながら蔵書構築、そして蔵書の増についても努めているというのが現実です。

3番目として、直営で、ということなんですけど、これも「今後の市民館・図書館のあり方」の中で、効率的・効果的な事業運営の手法、事業管理、またサービスの提供の手法を検討していくということで、いろいろなことを視野に入れながら今後検討していくということで、今、ここでこれといった方向性があるわけではございません。

4番目の司書については、今、御意見が先ほど高橋委員からもございましたが、これにつきましても、増員ということではなく、事業推進に向けた人材育成を図るということで、図書館の目的を果たしていくということでの説明があったかなというふうに思います。

市民の皆様へのサービスの向上に、そういった視点、現在取組を進めている、そしてこれから今後の市民館・図書館のあり方に準じて進めていく中で、サービスの向上に努めていくという説明がございました。

したがって、これからも様々な意見を受け止めながらも、説明にありましたような形で将来を見据えた図書館運営を行っていく方針でありますので、陳情の各項目にそのままお応えすることは難しいと判断しており、本陳情の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

### 8 議事事項 I

#### 議案第 4 4 号 通学区域の一部変更について（野川小・西野川小・南野川小学校区）

#### 【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第 4 4 号 通学区域の一部変更について（野川小・西野川小・南野川小学校区）」の説明を教育政策室担当課長、お願いいたします。

#### 【二瓶教育政策室担当課長】

教育政策室でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、「議案第 4 4 号 通学区域の一部変更について」御説明いたします。

「1 変更の理由」でございますが、令和 2 年 1 月 9 日に宮前区野川地区の住居表示に伴いまして、宮前区野川地区の小学校の通学区域について、住居表示との整合を図るため、通学区域の一部変更を行うものでございます。

先に、下段にございます「4 その他」をごらんください。これまでの対応経過を記載しておりますが、通学区域の変更に当たりましては、現地の状況を確認するため、実際に現地を歩いて確認をいたしまして、関係する学校、町内会、それから変更対象地区にお住まいの方々からの意見を聴取するなど、対応を行ってまいりました。なお、当該変更案につきましては、特に御意見等はございませんでした。

上段に戻りまして、「2 変更の内容」でございますが、表のとおり、変更対象地区について、新しい指定校に変更するものでございます。各地域の状況など詳細は後ほど御説明いたします。

その下、「3 施行日」でございますが、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、今回のこの通学区域の変更に伴いまして、既に就学している児童が数名いらっしゃいます

けども、これに伴いまして特に転校の必要はございません。また、令和3年度の新入学児童もいないことを住民登録上は確認しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料2ページをごらんください。

「変更対象地区の全体図」でございます。今回の変更対象地区は青で囲ってございます7か所でございます。野川中学校区にございます3校の小学校が対象となるものでございます。当該変更対象地区につきましては、「何丁目何番何号」の「号」によりまして、通学区域が線引きされておりますが、「号」は建物に付番されておりますことから、建物の解体であるとか、また新築などによりまして、通学区域の指定に変更、言ってみれば一つの「号」の中に、A校に行く方、B校に行く方のようなずれが生じることがございます。そのため、住民にとってより分かりやすい通学区域となるように、住居表示実施に伴いまして、街区の符号である「番」にて線引きを行うことが適切であると考え、このたびの通学区域の変更を行うものでございます。なお、黒い線が現在の小学校の通学区域、赤色の線が変更後の新たな通学区域、青枠で囲んでいる7か所が今回の変更対象地区でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。それぞれ7か所ございます「変更対象地区の詳細図」でございます。

そのうち、こちらの3ページ、それから4ページ、5ページの、1番から6番までのこの地区につきましては、今、既に就学している児童もしくは、未就学、これから就学されるお子さんがいない住宅、もしくは山林や畑、保育所や公園や駐車場といった状況でございます。現在、それぞれの箇所、「号」によりまして通学区域の線引きがなされているため、一つの「番地」の中で指定校が混在する状況になっております。先ほど申したずれが生じているといった状況になります。そのような箇所につきましては、今回の住居表示に合わせ、住民にとってより分かりやすい街区符号であります「番」にて線引きが行えるよう、通学区域を変更するものでございます。

続きまして、最後に6ページをごらんください。「7 南野川3丁目20番1～9号」でございますが、こちらは先ほどの地区と異なりまして、南野川小学校に就学している児童が2名、野川小学校に指定変更手続を行い就学している児童が1名、未就学児童は登録上ですが、0歳児1名、1歳児1名の計2名おります。「南野川3丁目20番」の境に沿って、全域を野川中学校区と今回はするものでございます。なお、現在、南野川小学校に通学している児童につきましては、今回の変更にかかわらず転校の必要はなく、今のまま通学できるよう配慮してまいります。

最後に、当該地区におきまして、お住まいの方々に対しまして、ポスティングによりまして変更予定内容を周知させていただいたところでございます。また、併せてまして意見募集を行いました。特段、御意見はございませんでした。

このたびは、小学校の通学区域の一部変更でございますが、中学校区につきましては、特段、影響はございません。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

御説明、ありがとうございました。

1番から6番に関しては、児童対象の方、未就学児は特にいないということで安心なんですけれど、7番のところなんです、この対象になっている「未就学児数」のところの0歳児と1歳児の方、特にこの南野川小に通っていらっしゃる方の兄弟とか、そういうことではないんでしょうか。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

住民登録上は兄弟ではないことは確認しておりますが、この方も含めて、これからここに転居してくる可能性もありますので、今後、引き続き、この地区については丁寧に注視していきたいというふうに考えています。

**【岩切委員】**

よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第44号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第44号は原案のとおり可決といたします。

**【小田嶋教育長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

## 9 報告事項

### 報告事項 No. 1 裁決取消請求事件、公文書開示請求拒否処分取消請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 1は承認された。

## 10 議事事項Ⅱ

### 議案第45号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

#### 【小田嶋教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第45号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【榎本庶務課長】

それでは、「議案第45号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案を1枚おめくりください。こちらは、令和3年第1回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、令和3年1月26日教育委員会会議の議案第40号でお諮りをした「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第41号でお諮りした「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」のほか、後ほど御説明いたします「川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、「令和3年度川崎市一般会計予算」、「令和2年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、「資料1」をごらん願います。下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、「資料2」をごらんください。こちらは、令和3年第1回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件である予算の議案書案をまとめたものでございまして、今月15日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

はじめに、「1 一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算は同額で、8,208億円余となっております。歳入の主なものとしましては、市税が3,453億円余、減債基金からの新規借入金が286億円余となっております。歳出のうち、教育費予算は、1,141億円余となっております。

次に、「2 教育費予算」でございますが、事業費総額は先ほど申し上げましたとおり、1,141億円余で、前年度予算から129億円余の増となっております。これは、「かわさきGIGAスクール構想」の推進や、学校給食費を市の予算として管理する公会計化の実施や、義務教育施設の再生整備等の進捗による増などによるものでございます。

歳入の一覧をごらんください。教育委員会事務局の歳入予算の合計は、325億円余となっております。各款の内訳は表のとおりとなっております。

次に、右側のページにまいりまして、歳出の一覧をごらんください。各項の内訳は表のとおりとなっております。

続きまして、別冊でお配りをしております、「令和3年度川崎市一般会計予算案について」の68ページをごらん願います。こちらの資料は、本市の予算を分かりやすくまとめた資料でございまして、お開きいただきましたページは、教育委員会の予算の主な事業を記載しているものでございます。

まず、「『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進」につきまして、「キャリア在り方生き方教育の推進」では、小学校から高等学校までの計画的・系統的な実施に向けた取組を進めてまいります。次に、「確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組」では、ALT（外国語指導助手）を配置するほか、学校司書の配置を56校に拡充し、新たな事業として、高等学校における特色ある教育活動の充実に向けた取組や「かわさきGIGAスクール構想」に基づく取組を推進してまいります。また、少人数によるきめ細やかな指導体制を構築するため、国の動向を捉えながら、必要な教室数の確保に向けた取組を進めます。次に、「健康給食の推進」では、川崎らしい特色ある健康給食の実施や小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進するほか、学校給食費を市の予算として管理する公会計化を実施します。

次に、「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」につきまして、「特別支援教育の充実」では、一人ひとりの医療的ケアのニーズに応じた看護師の訪問を実施いたします。また、新たな事業として、中央支援学校高等部分教室及び中央支援学校大戸分教室の狭あい化に対応するための整備に向けた取組や、特別支援学級に外部人材を活用した介助・支援を実施いたします。次に、「児童生徒への支援と相談の場の充実」では、中学校の支援教育コーディネーターの体制を整備してまいります。次に、「日本語指導等の充実」では、日本語指導や通訳・翻訳の取組の実施により、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進してまいります。

次に、「市民の文化芸術活動の振興」につきまして、国史跡橘樹官衙遺跡群について、史跡整備の設計を行ってまいります。次に、日本民家園では、今後の事業展開や計画的な施設整備に向けて、運営基本計画の策定を行います。

69ページをごらん願います。「安全で快適な教育環境の整備」につきまして、「学校安全対策の推進と教育環境の整備」では、学校トイレの改修などの環境整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策を行うため、必要な消耗品の購入を実施してまいります。次に、「学校施設長期保全計画の推進」では、改修による再生整備を実施してまいります。次に、「児童生徒の増加に対応した教育環境の整備」では、新作小学校、井田中学校及び宮前平中学校の校舎増築工事の設計を実施してまいります。

次に、「自ら学び、活動するための支援」につきまして、「生涯学習環境の整備」では、学校施設のさらなる有効活用を推進するとともに、川崎区の市民館整備に向けての実施設計や、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて管理運営計画の策定等を行います。

次に、「学校の教育力の向上等」につきまして、「地域等による学校運営への参加促進」では、コミュニティスクールを28校に拡大してまいります。次に、「学校運営体制の再構築等」では、教職員の働き方・仕事の進め方改革として、教職員の負担軽減を図るため、全小中学校に教職員事務支援員または障害者就業員を配置するとともに、部活動指導員も全中学校に配置してまいります。

次に、「家庭・地域の教育力の向上」につきまして、「地域の寺子屋事業の推進」では、地域の

寺子屋を随時開講してまいります。

このほか、別冊でお配りしております、「令和2年度川崎市一般会計予算」及び「令和2年度各会計歳入歳出予算説明資料」は、議案書とその説明資料として議会に提出している資料でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

「令和3年度川崎市一般会計予算」の説明は以上でございます。

次に、資料にお戻りいただきまして、6ページ「資料3」をごらん願います。「令和2年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、51億3,265万8,000円を増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、「1 歳入歳出予算補正」でございますが、まず、「特別職給与費及び職員給与費」で1億3,943万8,000円の減額補正を行うもので、「川崎市職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴い、教育費の特別職給与費及び職員給与費を減額するものでございます。次に、「文化財費」で8,269万5,000円の増額補正を行うもので、「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」において、土地所有者との調整が完了したため、国史跡指定地を取得するものでございます。次に、「義務教育施設整備事業費」で、51億8,940万1,000円の増額補正を行うもので、国庫補助の認承増により追加の財源確保が見込まれるため、令和3年度実施予定の事業の一部を前倒して計上するものでございます。

次に、「2 繰越明許費等補正」でございますが、「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」ほか6事業につきまして、事業の執行が令和3年度となりますことなどから、合計で60億8,883万3,000円を繰り越すものでございます。

「令和2年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

次に、資料の一番最後にまいりまして、51ページ、「資料4」をごらんください。こちらは、「川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」及び「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

「川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

次に、「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、令和3年1月26日教育委員会会議の「議案第40号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」において御承認いただきましたとおり、学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てるための基金を設置するため改正するもので、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

条例議案についての説明は以上でございます。

以上の予算、補正予算、条例議案につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

議案にお戻り願います。今回提出予定の議案は、ただいま説明いたしました「川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」「令和3年度川崎市一般会計予算」、「令和2年度川崎市一般会計補正予算」を含め、いずれも意見はないものとしているものでございます。

議案第45号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。  
何か御質問等はございますか。  
石井委員、どうぞ。

【石井委員】

この45号の資料の7ページなんですけれども、繰越のところで、「不測の日数を要したため、繰越すものなど」とあるのですが、「不測の日数」というのは、コロナの影響で協議ができなかったとか、そういうことですか。

【小田嶋教育長】

資料7ページですか。

【石井委員】

7ページです。

【桑原庶務課経理係長】

コロナの影響かどうかは定かではありませんが、業者との協議が調整といったようなところで、不測、ちょっと日数が少しかかることから調整をしたというようなところで、伺っているところでございます。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。  
よろしいですか。  
それでは、議案第45号は議案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第45号は原案のとおり可決いたします。

## 11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。



(15時22分 閉会)